

別記3 建築物環境衛生管理基準（1/2）

項目	管理基準			頻 度	測定方法（位置・時間／機器・器具等）		
空気環境の調整	空気調和	機械換気	浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	2ヶ月以内ごとに1回、定期的に測定	◎測定位置 通常の使用時間中、各階ごとに、居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の位置において測定 ◎判定等 1)遊離粉じん、CO、CO ₂ については、1日の使用時間中の平均値により判定 2)温度、湿度、気流については、居室の通常の使用時間中常に基準の範囲内にあること 3)ホルムアルデヒドのサンプリング時間は30分間、当該建築等を行った階層の居室について測定する	1 グラスファイバーろ紙（0.3umのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限り）を装着して相対沈降径がおおむね10um以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器 2 厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器 ◎重量濃度測定器（光散乱法、反射率法、透過率法による測定器）
	空気調和	機械換気	一酸化炭素の含有率 （大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を超えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下となるように空気を浄化して供給することが困難である建築物）	100万分の10以下 （100万分の20以下）		1 検知管方式による一酸化炭素検定器 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 ◎五酸化ヨウ素法、ホプカライト法による測定器、赤外線分析計	
	空気調和	機械換気	二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下		1 検知管方式による二酸化炭素検定器 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 ◎簡易定量法、水酸化バリウム法、ガス干渉法による測定器	
	空気調和	加湿付き機械換気	温度	17℃以上、28℃以下 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと		1 0.5度目盛りの乾湿球湿度計 2 1と同程度以上の性能を有する測定器	
	空気調和	加湿付き機械換気	相対湿度	40%以上、70%以下		1 0.5度目盛りの乾湿球湿度計 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 ◎アスマン通風乾湿球湿度計、アウグスト乾湿計	
	空気調和	機械換気	気流	0.5m/秒以下		1 0.2m/s以上の気流を測定できる風速計 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 ◎カタ温度計、熱線風速計、風熱体速計	
	空気調和	機械換気	ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下		新築、大規模修繕又は大規模の模様替が完了し、使用を開始した日以後最初の6/1～9/30までの期間中に1回測定	1 2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器 2 4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器 3 厚生労働大臣が別に指定する測定器
空気調和	加湿付き機械換気	病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置					
		冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合していること。					
		冷却塔及び冷却水について、汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃及び換水等を行う。 レジオネラ菌が100CFU/100mL以上検出の場合、10CFU未満まで洗浄		冷却塔の使用開始時と1ヶ月以内ごとに1回、定期に行う		公益社団法人日本水道協会の「上水試験方法」又はこれと同程度以上の精度を有する方法によること。	
		加湿装置について、汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃等を行う		加湿装置の使用開始時と1ヶ月以内ごとに1回、定期に行う			
		空気調和設備内に設けられた排水受けについて、汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、清掃等を行う		排水受けの使用開始時と1ヶ月以内ごとに1回、定期に行う			
		冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回、定期に行う				
排水の管理	排水設備の掃除			6ヶ月以内ごとに1回、定期に行う			
	技術上の基準に従い、設備の補修、掃除その他の設備の維持管理に努める。						
掃除	掃除			日常行う清掃と大掃除を6ヶ月以内ごとに1回、定期的に統一的に行う			
	技術上の基準に従い、清掃、掃除用機器等及び汚物処理設備の維持管理に努める。						
ねずみ昆虫等の防除	ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所、進入経路及び被害状況について調査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずる			6ヶ月以内ごとに1回、定期的に統一的に行う			
	技術上の基準に従い、ねずみ、昆虫等の防除及び設備の維持管理に努める						

別記3 建築物環境衛生管理基準（2/2）

項目		管理基準		頻 度	測定方法（位置・時間／機器・器具等）			
給水（生活用水）	給水栓における残留塩素 <small>（注1）</small>	遊離残留塩素の含有率（結合残留塩素の含有率）		0.1mg/L以上（0.4mg/L以上）	7日以内ごとに1回、定期に測定	給水栓の末端	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法	
		遊離残留塩素の含有率（結合残留塩素の含有率） *給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれのある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合		0.2mg/L以上（1.5mg/L以上）				
	水質検査	水道水の場合 <small>（注1）</small>	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、*鉛及びその化合物、*鉄及びその化合物、*亜鉛及びその化合物、*銅及びその化合物、*蒸発残留物（16項目）		水質基準に適合 （水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令で定める水質基準）	6ヶ月以内ごとに1回、定期に測定 （但し、*の項目が水質基準に適合していた場合は、その次の回の検査については、省略可） 水質変動の把握が必要なら鉄と硬度を年2回測定する	給水栓の末端	「水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法」に定める方法又はこれと同等以上の精度を有する方法
			シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロ酢酸、クロホルム、ジクロ酢酸、ジブromクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、ブromジクロメタン、トリクロ酢酸、ブromホルム、ホルムアルデヒド（12項目）			毎年6/1～9/30の間に1回、定期に測定		
		基準全項目検査（51項目）		給水を開始する前				
		一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、*鉛及びその化合物、*亜鉛及びその化合物、*鉄及びその化合物、*銅及びその化合物、*蒸発残留物（16項目）		6ヶ月以内ごとに1回、定期に測定 （但し、*の項目が水質基準に適合していた場合は、その次の回の検査については、省略可） 水質変動把握必要なら鉄と硬度を年2回測定する				
	地下水等の場合	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロ酢酸、クロホルム、ジクロ酢酸、ジブromクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、ブromジクロメタン、トリクロ酢酸、ブromホルム、ホルムアルデヒド（12項目）			毎年6/1～9/30の間に1回、定期に測定			
		四塩化炭素、シス-1,2-ジクロエチレン及びトランス-1,2-ジクロエチレン、ジクロメタン、テトラクロエチレン、トリクロエチレン、ベンゼン、フェノール類（7項目）			3年以内ごとに1回、定期に測定			
		貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずる。 防錆剤の含有率は、リン酸塩を主成分とするものにあつては五酸化リンとして5mg/L、ケイ酸塩を主成分とするものにあつては二酸化ケイ素として5mg/L、両者の混合物を主成分とするものにあつては五酸化リン及び二酸化ケイ素の合計として5mg/Lを超えてはならない。注入初期は、いずれの場合も15mg/Lを超えてはならない。			防錆剤の水質は2ヶ月以内ごとに1回 防錆剤の使用は、赤水等の応急対策とし、使用する場合は、適切な品質規格及び使用方法等に基づき行う	給水栓	公益社団法人日本水道協会の「上水試験方法」又はこれと同程度以上の精度を有する方法。	
		給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準のうち必要な項目の検査を行う			その都度			
施設の管理	地下水等を使用する場合で、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化及びその他の事情から判断して、水質基準に適合しないおそれがあるときには必要な項目の検査を行う		その都度					
	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知する		直ちに					
	貯水槽の掃除		1年以内ごとに1回、定期に行う					
	水質基準に関する省令で定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努める							
給水（雑用水） ※旅館の浴用水・生活用水を除く	給水栓における残留塩素	遊離残留塩素の含有率（結合残留塩素の含有率）		0.1mg/L以上（0.4mg/L以上）	7日以内ごとに1回、定期に行う	給水栓	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法	
		遊離残留塩素の含有率（結合残留塩素の含有率） *給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれのある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合		0.2mg/L以上（1.5mg/L以上）				
	水質検査 <small>（散水・修景・清掃・水洗便所用水）</small>	し尿を含む水を原水として使用しないこと（水洗便所用水を除く）			7日以内ごとに1回、定期に行う			
		pH値		5.8以上8.6以下				
		臭気		異常でない				
		外観		ほとんど無色透明				
		大腸菌		不検出				
	濁度（水洗便所用水を除く）		2度以下	2ヶ月以内ごとに1回、定期に行う				
	施設の管理	雑用水の水槽の点検等、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずる		随時				
		供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知する		直ちに				

（注1）水道法第3条第9項に規定する給水装置を設けて給水している場合を除く。（すなわち、直結給水の場合を除く。）